

公益法人だより

H22. 11. 22 VOL. 3
鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会を開催状況

平成22年度

回数	開催日	審議	内容	法人名
第10回	H22. 5. 26	諮問	移行認定	(社) 日置市農業公社
第11回	H22. 6. 17	答申	移行認定	(公社) 日置市農業公社
第12回	H22. 7. 27	諮問	移行認定	(財) 鹿児島市獣医公衆衛生協会
第13回	H22. 8. 27	答申	移行認定	(公財) 鹿児島市獣医公衆衛生協会
		諮問	公益認定	(一社) 鹿児島県歯科衛生士会
			移行認定	(社) 鹿児島共済会
第14回	H22. 9. 22	答申	公益認定	(公社) 鹿児島県歯科衛生士会
			移行認定	(公社) 鹿児島共済会
		諮問	移行認定	(財) 和田育英財団
第15回	H22. 11. 15	答申	移行認定	(公財) 和田育英財団
			移行認定	(公財) 上野カネ奨学会
		諮問	移行認定	(財) 鹿児島県暴力追放運動推進センター

2 特例民法法人の移行等状況

●鹿児島県の状況 (H22. 11. 18現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
344	10	1	11	3.20%

(※ 法人数 A は、平成21年4月1日現在の特例民法法人数 (国からの移管を含む))

●全国の状況 (H22. 11. 18現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	484	129	613	2.57%

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

3 電子申請ID取得法人数

- ・ 移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

●鹿児島県の取得状況

法人数 A	取得法人数 B	取得率 (B/A)
344	201	58.43%

●全国の取得状況

法人数 A	取得法人数 B	取得率 (B/A)
23,856	9,783	41.00%

(取得法人数 B は、H22. 11. 18現在)

4 情報コーナー

特例民法法人が公益法人に移行するにはいくつかの要件がありますが、今回は、その中で主な要件の①定款の変更の案、②認定基準（認定法第5条各号）についてまとめましたので、移行申請手続の参考にしてください。

① 定款の変更の案について

- ・ 「定款の変更の案」とは、現行定款に対して、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いる名称の変更、その他必要に応じ法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合させるための機関等の変更、移行認定の認定基準に適合させるための所要の変更を行おうとする案のことです。
- ・ 公益インフォメーション（国と都道府県が共同運営している公益法人行政統合情報サイト）に掲載されている内閣府の「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」には、公益社団法人と公益財団法人別に定款の定め例とその説明が、次の3つに分けられて記載されています。
 - ★ 必要的記載事項
すべての事項を定款に記載しなければならない事項です。その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じませんので、注意して下さい。
 - ★ 相対的記載事項
必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、「定款の定めがなければその効力を生じない事項」です。
 - ★ 任意的記載事項
法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項です。記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続が必要となります。
- ・ FAQ（新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問）の問1-2-①～問1-3-⑪には、定款作成に関するものが掲載されていますので、これらも参考にしてみたいかがでしょうか。
(公益法人インフォメーション→https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html)
- ・ 法人ごとの内容について、不明な点や確認したいことがありましたら、所管課の担当者にお尋ねください。

② 認定基準（認定法第5条各号）について

- ・ 認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。

経理的基礎を有すること

(2号)

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士又は税理士等の経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

技術的能力を有すること

(2号)

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です。

特別の利益を与える行為を行わないこと

(3号, 4号)

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。公益社団・財団法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

収支相償であると見込まれること

(6号)

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。

第一段階

各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

第二段階

第一段階で計算した収支に加え、その他の公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること

(8号)

公益目的事業費率は、収入ではなく事業の実施費用で計算します。公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合は50%以上でなければなりません。

この公益目的事業費率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供（ボランティア）を受けた際、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

遊休財産額が制限を超えないと見込まれること

(9号)

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額（若干の調整があります）を超えてはいけません。

※ 前ページ以外の認定基準は次のとおりですが、認定法第5条各号の詳細については、公益インフォメーションにある、「申請の手引き移行認定編」（2～4ページ）や「公益認定等ガイドライン」等に記載されていますので、これらを御確認ください。

・ 第5条第1号関係＜法人の主たる目的＞

「主たる目的とするものであること」とは、法人が、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」の実施を主たる目的とするということです。

・ 第5条第5号関係＜投機的な取引を行う事業＞

認定法施行令第3条（認定法第5条第5号の「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない」事業について定めるもの）第1号の「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、取引の規模、内容等具体的事情によります。

・ 第5条第7号関係＜公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ＞

「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等への資源配分や事業内容如何により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じることであり、申請時には、公益認定の申請書や事業計画書等の添付書類の内容から総合的に判断されます。

・ 第5条第10号関係＜理事と特別の関係がある者＞

認定法施行令第4条（認定法第5条第10号の理事と「特別の関係がある者」を定めるもの）に掲げる者については、社会通念に照らして判断されます。

・ 第5条第11号関係＜同一の団体の範囲＞

認定法第5条第11号の「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断されます。

・ 第5条第12号関係＜会計監査人の設置＞

認定法第5条第12号の適用を受けて会計監査人を置くものとされる法人については、公益認定時に会計監査人が置かれていることが必要です。

・ 第5条第13号関係＜役員等の報酬等の支給基準＞

認定法第5条第13号の支給の基準を定めるべき「報酬等」は、法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれません。

・ 第5条第14号関係＜社員の資格得喪に関する条件＞

「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。

・ 第5条第15号関係＜他の団体の意思決定に関与することができる財産＞

ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、本基準を満たすことが可能です。

- ・ **第5条第16号関係〈不可欠特定財産〉**

「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（不可欠特定財産）は、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産を指します。不可欠特定財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めなければなりません。

- ・ **第5条第17号関係〈財産の贈与〉**

認定法第5条第17号の定款の定めは、申請時には、第17号に掲げる者とのみ定めることで足りません。

- ・ **第5条第18号関係〈残余財産の帰属先〉**

清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号で掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めなければなりません。

4 お知らせ

〈登記日の調整について〉

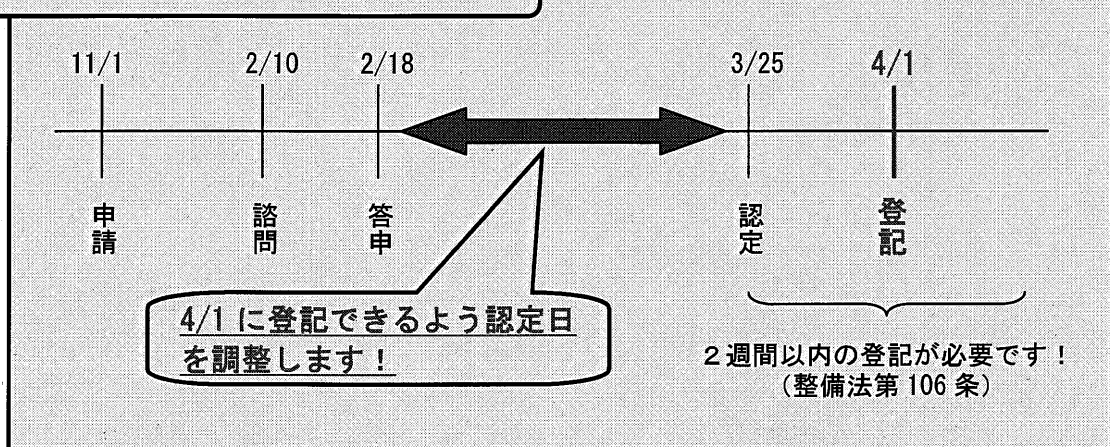
内閣府においては、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた際に、法人の皆様が希望する登記の日がある場合には、別添資料（公益インフォメーションの「内閣府からの重要なお知らせ」にも掲載されています。）のとおり対応することとしていますので、鹿児島県においても、可能な限り対応したいと考えておりますので、準備ができましたら早めの申請をお勧めします。

特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ (内閣府からのお知らせ)

内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた際に、法人の皆様に希望する登記の日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することでご希望に添えるよう対応させていただきますので、準備ができましたら早めの申請をお勧めします。

例えば平成 23 年 4 月 1 日付けの登記を希望される場合には、早期に答申がされても、3 月下旬に認定等することで対応していきます。

4 月 1 日登記を希望される場合 (例)



留意点

- 内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、法人の皆様の協力を得て、申請から 4 か月を目安にスピーディーに審査を進めることを目標としておりますが、申請の時期・内容、審査の状況によっては希望する日に登記が間に合わない可能性もあります。
※特に平成 23 年 4 月 1 日登記を希望される場合には、他の法人からも同様の希望が多数あると予想されますので、早期に申請していただきますようお願いいたします。
- 認定・認可日を調整するにあたっては、法人の皆様から希望する登記日を示した文書をいただくこともあります。

準備が整いましたら、お早めに申請ください！！